

(公印省略)
豊建第 669 号
2026 年 8 月 3 日

各関係区長 様

豊岡市長 門間 雄司

「河川愛護活動報告書」の提出について（お願い）

平素より本市行政の推進に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今年度も貴区の日役行事等により河川愛護活動に取り組んでいただきましたら、誠にお手数ではございますが、別紙「河川愛護活動報告書」により、ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、河川愛護活動を実施いただきました区には、活動参加者数相応分の作業用手袋（軍手）を配布しますので、市役所の近くにお越しの際は、建設課（本庁舎 5 階の 6 番窓口）にお立ち寄りください。

※ 作業用手袋を受け取りの際、ビニール袋などの袋の持参をお願いします。

※ 河川愛護活動報告書の様式は、以下の市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/soshiki/1026056/index.html>

（ トップページ ＞ 市政情報 ＞ 市の組織・行政区 ＞ 行政区向け情報 ）

記

- 1 提出書類 別紙「河川愛護活動報告書」

※例年、未記入箇所が散見されますので、漏れがないよう記入をお願いします。

- 2 報告期限 2026 年 9 月 30 日（水）

- 3 提出方法 郵送、FAX 又は E-mail で報告してください。

- 4 報告先 豊岡市 都市整備部 建設課 建設管理係（担当：西村・加藤）

電 話：0796-23-1115 F A X：0796-24-8254

E-mail：kensetsu@city.toyooka.lg.jp

- 5 事故発生時の保険適用

各団体で計画された兵庫県管理河川での河川愛護活動中（活動報告書に記載があるもの）に、ケガをされるなどの事故があった場合、但馬県民局豊岡土木事務所で加入している団体総合補償制度費用保険の適用となる可能性があります（物損事故、損害賠償などは適用外）。詳しくは、但馬県民局豊岡土木事務所管理課（電話：0796-26-3742）にご確認ください。

※刈り取った草木が下流に流されることのないよう、なるべく、上手側に積み上げていただきますようお願いいたします。